

日高市学校給食特例給付金支給事業実施規則

(目的)

第 1 条 この事業は、食物アレルギー等の事由により、又は市外学校に在籍しているため本市の学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対し、市が学校給食費相当額の日高市学校給食特例給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、日高市学校給食費の徴収に関する規則（令和 7 年規則第 23 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により学校給食費の負担なく義務教育を受けさせることのできる家庭との公平性を確保し、もって市内の全ての家庭が義務教育課程における経済的負担の軽減を受けられる教育環境を整備し、子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 市立学校 日高市学校設置条例（昭和 46 年条例第 40 号）に規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (4) 市外学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校若しくは義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）で、市立学校以外のものをいう。
- (5) 児童生徒 学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (6) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する保護者その他の者で、児童又は生徒を現に監護するものをいう。
- (7) 就学奨励費 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する学校給食費をいう。

(給付の対象)

第 3 条 この規則による支給対象者は、次のいずれかに該当する児童生徒を養育する保護者であつて、各月 1 日時点で市の住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、当該保護者に学校給食費の未納がある場合は、この限りでない。

(1) 市立学校に在籍する児童生徒で、学校給食の提供を受けることなく、弁当等を持参するもの。ただし、月の途中から又は月の途中まで学校給食の提供を受けた児童生徒にあっては、その月の半分以上においてこの要件に該当している場合に限る。

(2) 市外学校に在籍する児童生徒

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める児童生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の対象としない。

(1) 市外学校に在籍する児童生徒が本市の実施する学校給食費の無償化措置と同等の経済的負担の軽減措置の対象であるとき。

(2) 学校教育法第19条に規定する就学援助により学校給食費を受給しているとき。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けて、学校給食費の支援を受けているとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、公費で学校給食費相当額の支援を受けているとき。

（支給内容）

第4条 給付金の額は、規則第4条第1項の規定による学校給食費の額に相当する額とする。

2 給付金は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1学年分に対して夏季休暇期間の1か月分を除く11か月分を支給対象とする。ただし、その月の初日から末日に至るまでの間に前条に規定する給付対象の要件を満たしていない日があるときは、当該月は支給対象から除く。

3 支給対象となる期間（第4条第2項ただし書に規定する月を除く。以下「支給対象期間」という。）における欠席日数が要出席日数の100分の10を超えるときは、第1項に規定する額に支給対象となる月数を乗じて得た額に出席日数を要出席日数で除して得た割合を乗じて得た額を給付金の額とする。この場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 就学奨励費その他学校給食費の全部又は一部を軽減する給付を受給しているときは、その金額を給付金の額から控除する。

（給付金の申請）

第5条 給付金を受給しようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、第7条第1項の規定による請求を行う日までに日高市学校給食特例給付金申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。ただし、病気、事故その他特別の事情があると認めるときは、別に提出期限を定めることができる。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該

書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付すべき書類を省略することができる。

(1) 市外学校に在籍している児童生徒については、市外学校への在籍を証明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し支給の可否を決定したときは日高市学校給食特例給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(給付金の請求)

第7条 前条の規定により給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付金の支払を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める提出期限までに、日高市学校給食特例給付金請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。ただし、病気、事故その他特別の事情があると認めるときは、別に提出期限を定めることができる。

(1) 第1期（4月分から7月分まで） 当該年度の7月末日

(2) 第2期（8・9月分から12月分まで） 当該年度の12月末日

(3) 第3期（翌年1月分から3月分まで） 当該年度の3月末日

2 前項の規定にかかわらず、就学奨励費の支給を受ける受給者が当該年度の給付金の支払を請求しようとするときは、当該年度の3月末日までに、日高市学校給食特例給付金請求書（就学奨励費受給者用）（様式第4号）により市長に請求するものとする。

3 前2項に規定する提出期限の日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日をいう。以下同じ）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

4 第2項に規定する請求書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付すべき書類を省略することができる。

(1) 支給対象期間における要出席日数及び出席日数を確認できる書類又は出席状況証明書（様式第5号）

(2) 就学奨励費その他学校給食費の全部又は一部を軽減する給付を受けているときは、その内容が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他受給者の責に帰すべき事由により給付金の支給が完了できないときは、当該請求は取り下げたものとみなす。

(給付金の支払)

第8条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは日高市学校給食特例給付金支給通知書（様式第6号）により受給者に通知するとともに、速やかに給付金を支払うものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者が既に支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。